

三 寺院整備

(一) 庫裏改築と本堂余間増築

1 庫裏改築に至る経緯

昭和五十六年十二月、門信徒会の本部役員会で、老朽化した庫裏の改築を検討する案が出された。顯信住職が、雨漏りがひどく、修理も限界にきていることを説明した。寺としての機能を果たすため、また体面を保つためにも広い書院を必要としていた。協議の結果、役員総意で定期総会に提案することになった。

野津一郎氏に替わって新会長に就任した野津時雄氏が、事業を調査研究することを提案・承認されて、大きな一步が始まった。その後住職と会長、副会長の小山眞氏の三者が頻繁に会合を重ね、素案をまとめた。

- 1 本堂余間と渡り廊下を含めた全体の坪数は、六〇坪程度の計画である。
- 2 建物の規模は五間×八間とする。



21

庫裏改築

3 住職より一、〇〇〇万円を出資する申し出があるため、目標金額を一、五〇〇万円とした場合、一戸当たり三〇万円の懇志をお願いする。

4 門信徒が会合に使用できる広さの書院は、十畳二間続きの部屋とする。

この素案に従つて、門徒の一員で工務店社長の田部英雄氏に、図面作製と坪単価の具体的な根拠について説明を依頼して役員会を開いた。役員の感想として、

○一戸三〇万円の懇志額は妥当か。資金が不足した場合はどうするか。

○解体や付帯工事の費用、儀式等にも経費を見積つておかねばならない。

○延期するうちに景気が落ち込み、物価が上がれば条件が悪くなることもある。

○応急処置ばかりに費用がかかつても、根本的解決にならなければ無駄金を使うことになる。

等の意見が相次ぎ、厳しい一面はあるが概ね賛成という結果であった。更に個々の意見を聞くべく、四月四日の納佐公民館を初回に十七日まで、地区毎の説明会を五回開いた。市内に分散している門徒へは住職がおむね賛成とした。最初は難色を示した人々もあつたが、詳細な計画案を示すと納得して協力を約束して頂いた。皆の最大の問題としている費用の概算と、懇志の支払い方法や時期、借り入れる場合の金利等を委員会で詰めて臨時総会を開催する運びとなつた。（資料10）

西宗寺本堂余間・庫裏建設趣意書

浄土真宗西宗寺は、天正八年（一五八〇）の開創で四〇二年を経た古刹として、古墳時代の古墳と共に、八束郡誌にも掲げられている大きな信仰の道場であったようです。

しかしながら、大正四年の火災により本堂及び庫裏を焼失しました。その後、門信徒一同の努力により、今日の本堂が昭和四年に完成いたしましたが、規模も様式も当時のものと比較して、かなり縮小されたものとなりました。一方庫裏も、焼け残った部屋に増築をし、住職後継者を迎えたが、間もなく戦死をしたため、寺の整備も思うにまかせずにおりました。

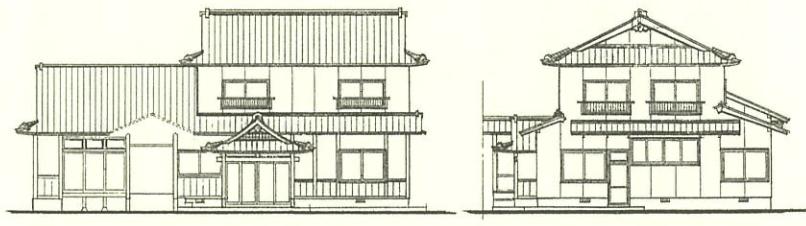
しかし、近年増築部分の老朽化がひどく、又、今後の対外的な活動を推し進めるにあたって、整備すべきではなからうかとの考えが出て参りました。その後あらゆる角度から検討し、本部役員、地区委員の会合を数十回開き、厳しい情勢ではあるが何とか前向きに進めていこうとの話し合いが決定されました。

その内容は、火災後不備であった本堂余間の増築及び、今後の社会変化に伴う寺のあり方を考え、書院一部屋を備えた庫裏を新築する原案を作製しました。改築費用に関しては、現在の単価からしておよそ二、五〇〇万円程度が必要であろうと思われます。そこで住職から一、〇〇〇万円の懇志をすると発議があり、残りを一戸三〇万円を目標に資金集めをしようとの基本案ができました。

以上のような経過で門信徒会の意見もまとまり、竣工十一月初旬をめどに起工式を執り行い、着工に入りますが、広くご縁のある方にもご賛同をいただき、懇志をお願いしている次第でございます。末長く西宗寺を見守りいただきますよう、ご理解ご協力を願い申し上げます。

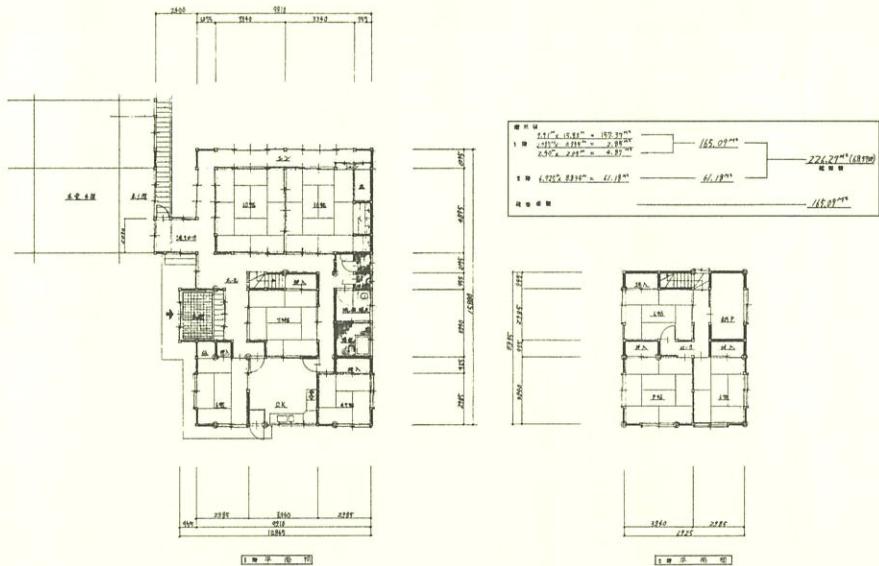
昭和五十七年八月

西宗寺門信徒会長　野津時雄
西宗寺住職　高野顯信



正 西 間

四百四



本堂余間・庫裏設計図

2 臨時総会から起工式まで

昭和五十七年七月四日、本堂余間増築、庫裏改築案が正式に承認された。

建設委員長 野津時雄

副委員長 工事部長 小山 真

委 員 井上富雄 矢野 昇

財務部長 加納康雄

委 員 永見仲治

庶務部長 内藤静夫

監査委員 野津一郎 安部 實 田部英雄

事 務 局 住職 坊守

○事業資金について、総事業費二、五〇〇万円。住職が一、〇〇〇万円出資する。一、一〇〇万円を門信徒の懇意で賄う。残りの四〇〇万円は分割納入を希望する門徒のために、東農協から門信徒が借り入れる。年利九・五%、四年間の元利均等償還で融資を受ける。債務者は小山眞、保証人は野津時雄、加納康雄、永見仲治の三名である。

○施行業者は有限会社田部組とする。

七月二十五日、定礎式を挙行する。田部組と正式に契約書を交わし、工事に向けての書類手続きを開始した。

八月一日、門徒である野津明男氏が社長を務める野津建設により、まず庫裏を解体する。本堂側の一部分は余間部分になるため残しておく。十一日まで古材搬出・焼却・整地作業が続き、これと並行して敷地南東の角にあつたケヤキの大木を伐採した。盆を挟んで猛暑の中を型枠工事に取り掛かり、堅固な基礎が完成した。

3 上棟式

九月四日 快晴 上棟式を挙行する。早朝より大型のレッカーチ車が到着して、材木を次々と組み上げていった。大工五人、空師七人の息が合つて、作業は順調に進んでいった。門徒の方々より心尽くしの紅白餅や赤飯がお茶口に届けられた。二階部分が組み終わり、その床に式壇を設置して、夕七時よりお勤めをした。重誓偈のお経の後、関係者一同が焼香した。凡そ百人の門徒や近所の人々の見守る中、各地区で準

た。

星空の下で祝宴が始まった。長い一日の疲れも忘れて、一同にぎやかに深夜まで上棟の喜びを分かち合つた。凡そ百人の門徒や近所の人々の見守る中、各地区で準備された餅が役員と希望者の子供六人で撒かれた。その興奮が一段落して後、本堂前庭に草蓆を敷いて、



上棟式後の祝宴

4 本堂余間増築・付帯工事

正式な本堂は、内陣の左右に一段低い余間を備えている。西宗寺には右余間が設えられていないため、非常に不便をきたしていた。余間を増築するためには、まず隣接している部屋を注意深く取り壊した。役員が総出で手伝った。十月十五日解体、二十六日棟上げをした。この部分は、屋根裏の隠れて見えない個所が非常に入り組んで難しい構造になっていた。庫裏とは渡り廊下で結ばれている。あらかた工事が進んだところで問題が起きた。「本堂屋根瓦と増築部分の瓦の規格が微妙に異なっているため、繫ぎの場所のおさまりが非常に悪くなってしまう。本堂の屋根を片面だけ（前面）替えることはできないか。」と申出があり、協議の結果止むを得ないという結論に達した。

その他の工事として外便所を新設することになり、十一月四日より工事を始めた。

5 落慶法要・十二世釋知洞十三回忌法要

昭和五十七年十二月二十六日、松江市内の法中（僧侶）を多数迎えて、落慶法要をお勤めした。午前中には当山十二世住職知洞の十三回忌法要を勤め、工事完了を仏前に報告した。

表白文

—前略—

本日ここに落慶の法要を修し、報告奉るとともに、併せて工事中、この支障魔なからしめられる擁護育成の恩徳を謝し奉る。

然れば今日のよき日、同信同行相集い、完成を祝し、いよいよ念佛奉讃の実あがり、新たなる念

仏の道場とならんことを、希わくば、仏祖照鑑を給わんことを敬つて申す。

昭和五十七年十一月二十六日

多賀山西宗寺 第十四世住職 釋顯信

出勤法中は明宗寺・真光寺・光徳寺・順光寺・本誓寺・徳應寺・西福寺・円照寺・善徳寺・円淨寺。
記念講演を本願寺山陰教区教務所贊事 楠誠誓師（明宗寺）にして頂く。
新装なつた書院で全員が喜びの祝宴を催した。

法語

人は、この世の愛欲のきずなにつながれて生きているが、つき
つめてみると、独り生まれ、独り死に、独り来て、独りゆくので
ある。すなわち、人それぞれの行ないによつて苦樂の境界にすむ
身になるのであつて、すべては自分自身がその責任を負わねばな
らない。だれも、これに代わることはできないのである。

（仏説無量寿經）

落慶法要差定

式次第

一 落慶法要

一 記念式典

1. 門信徒會長挨拶

2. 木山祝辭

3. 松江組長祝辭

4. 感謝狀贈呈

5. 嘉業報告

6. 住職挨拶

一 法話
一 祝宴

以上

善德寺様

一 噴金鉢
一 衆僧入道場
一 先請伽陀
真光寺様

導師入堂場登札盤

一 三奉請
印鑑本尊寺様

「入堂場」
〔散華樂〕
同音
〔散華〕

一 表白文

一 正信偈
和讃
1. 道師之高僧
2. 嘴光寺
3. 善德寺
4. 善光寺
5. 本尊寺
6. 木山寺
7. 松江組
8. 感謝狀贈呈
9. 嘉業報告
10. 住職挨拶

一 道師衆僧退場

(記念式典、法話、祝宴)

(二) 墓地造成

昭和五十年代になると、川津地域のあちこちに住宅団地が広がつていった。そこへ移り住んだ家族は、次には墓地を求めて来寺されるようになつた。寺としても門徒拡大の機会を逃さず、何とかお念佛のご縁を繋いでゆきたい考えもあり、墓地の造成を計画した。昭和五十九年、役員会で承認され九月二十三日、現場に式壇を設けて起工式を実施した。墓地という特別な場所の開発であるため、住職の責任で管理運営をすることになった。周囲の地権者の了解を受け、寺の墓地の敷地に隣接する竹薮を野津明男氏、山興の安部克巳氏の二人で数日間かけて造成した。裏庭には古墳があり、地域的に見ても古墳が散在している場所がら、細心の注意をしながらの作業であった。隠岐出身の西谷家が最初の墓を建立された。むき出しの赤土のままではあつたが、年と共にご縁のある方々が入られて、平成十三年には永代納骨廟も建ち、残りは三割程度となつていて。石塔の正面に、「南無阿弥陀仏」「俱會一處」と彫るように、ご先祖と私たちの出会いの場として大切に受け継いでいって欲しいものである。(資料11)



墓地造成

西宗寺墓地管理使用規則

宗教法人 浄土真宗本願寺派

西 宗



「宗教法人法」「墓地埋葬等に関する法律」「西宗寺々則」等にもとづき、当寺の墓地の管理使用規則を左記のとおり定めます。これは従来の規則を、社会情勢の変化に対応して改正し、条文化したものであります。当寺の墓地を使用される方は、これを承認し順守していただきますようお願いいたします。

第一條 本墓地は「西宗寺墓地」と称し、宗教法人西宗寺代表役員である当寺住職が管理者となる。

第二条 管理者は西宗寺墓地に関する諸事項を協議するため、本墓地関係者の中から若干名の墓地委員を委嘱することができる。

第三条 墓地委員は管理者の諮詢に応じ事務を補佐し、必要に応じて隨時会合し、西宗寺墓地に関する諸事項を協議し、その解決をはかる。

第四条 本墓地は、西宗寺門徒（檀家）に限り使用することができる。西宗寺門徒とは、浄土真宗の教旨を信奉

して正しい信仰の確立につとめ、西宗寺の護持と興隆に協力し、葬儀・年回忌法要等の儀礼は、浄土真宗の教旨にもとづいてすべて継続して当寺（又は当寺住職の主宰）において行い、毎年別に定める西宗寺維持金を納入り、西宗寺門徒台帳に登録されたものをいう。

第五条

本墓地の使用を望むものは管理者に申し出、その許可を得たならば誓約書を提出し、別に定める墓地使用料を納入し、当寺門徒として、別に定める維持金を納入しなければならない。

第六条

本墓地使用者は、住所等を変更した場合は速やかにその旨を管理者に通知しなければならない。

第七条

本墓地の使用権は、相続者以外のものに譲り渡すことはできない。ただし管理者がやむを得ない事情を認めめたときはこの限りでない。

第八条

本墓地使用者は、石塔ほか墓石の新築・改築・増築を行うときは必ず事前に管理者に届け出て、その承諾をうけなければならぬ。

第九条

本墓地使用者が前条の工事を行う場合、西宗寺墓地全体の風致・美觀・整備の観点と、隣接墓地への迷惑や通行の障害にならないようにするため次の基準に従うものとする。

1、墓地の周囲に壁・塀・柵等は設けないこと。

2、墓地々面の高さは、通路の地面より二十七センチ以内であること。

3、墓地内の植樹は高さが五十センチ以内の灌木類とし、枝葉等が通路や隣接墓地に迷惑を及ぼさないものであること。

4、墓石の改築等によつて生じた残石・残土等は、墓地使用者の責任において市当局所定の場所等へ捨てること。

第十一条

本墓地には火葬に付した焼骨のみを埋葬するものとする。また納骨に際しては埋葬許可証を提出して管理者の承認をうけ、本宗の教旨にもとづく納骨勤行をうけなければならない。

第十二条

本墓地の使用者が次の項に該当するに至った場合、管理者はその墓地使用権を取り消すことができる。

- 1、他の宗教・宗派に転じ、当寺の門徒でなくなつたとき。

2、本宗の教旨に異議を唱え、他の者の信仰を妨げ、当寺の宗教活動等に障害となる行為のあつたとき。

3、墓地使用料が完納されず、毎年の維持金を三年以上納入しないとき。

4、使用者の死亡ののち、三年を経過しても相続使用者があきらかでなく、年回忌法要等も営まられず、墓地・石塔等の清掃・手入れ等もなされず、見捨てられた状態になつたとき。

5、その他墓地使用規則の規定に違反し、管理者の指示に従わない場合。

第十二条

管理者より使用権を取り消された使用者が前条の処置を行わぬときは、直ちに墓石ならびに遺骨等を撤去し、墓地を無条件で当寺に返還しなければならない。

第十三条

使用権を取り消された使用者が前条の処置を行わぬときは、管理者がこれを行い、その経費は使用者から徴収する。

第十四条

本墓地の使用者が死亡し、或は住所不明となつて五年を経過し、相続人もなくて家が断絶したものは、管理者においてその墓を一定の場所に改葬することができる。ただし縁故者が存続を希望する場合は、その縁故者が維持金を納め、かつ門徒としての責任を果たす限りにおいて認めるものとする。

付記　この規則は昭和五十八年九月一日より改正施行する。

(三) 参門改築

山門は昭和二十五年の大修理を最後に老朽化が進むままであった。当時の山門は五メートルの袖壁のついたしつかりしたものであつた。しかし、庫裏改築の折、袖壁は撤去され、門のみが風雪にさらされ、倒れるのを防ぐため両側に栗丸太の支えがしてあつた。台風や大雪の日には、棟石や瓦が落下して危険な状態となり、平成四年九月に再建することを役員会で決定した。

各門徒の理解を得るべく、門信徒会より趣意書と五百万円の予算を計上した事業計画書を作り、全門徒に配布した。野津時雄会長から三十万円、寺族から四十万円、小山眞副会長、加納康雄財務委員からの懇意などを基金として、一戸五万円の協力をお願いした。十一月二十九日の報恩講をお勧めした後、臨時総会を開いて、参門改築を可決した。従来は「山門」と表記していたが、門をくぐつてお参りするという意味あいから「参門」とした。(資料12)



旧 山 門

西宗寺参門改築趣意書

日々是好日、門信徒の皆様には、真宗法儀ご相続の上報謝の大道をご精進のことと存じます。

十年前、本堂余間庫裏建築の大事業を実現していただき、西宗寺の新しい歴史の一ページを記すことができました。これも皆様方のご理解とご協力の賜物と、深くお礼申し上げる次第でございます。

さて、かねがね総会、役員会、その他の場において話し合われておりました参門の改築について、いよいよ具体的な実施にむけて歩み出したいと存じます。

ご承知のように、現在の参門は、大正四年の火災以前より存在し、以後度々の補強工事を重ねて参りました。近年では、昭和六十一年、役員の方々の奉仕作業により、ささえ木を施していただきましたが、台風、冬の積雪等にも危険を伴う状況になつて参りました。

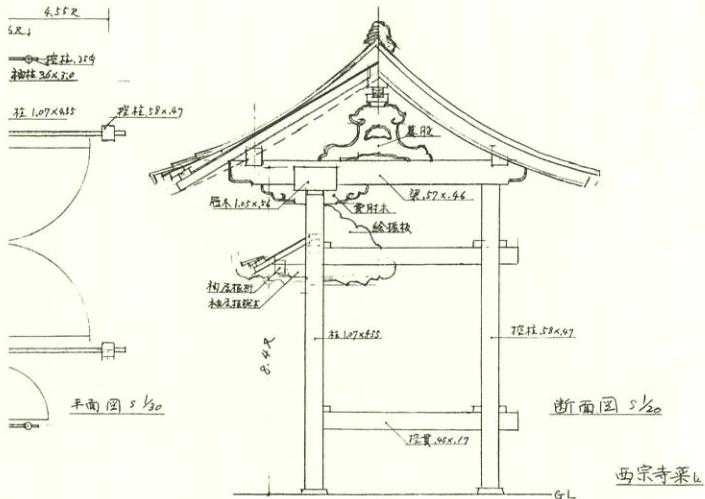
そこで役員会を開き、調査検討いたしました結果、左記のとおり改築計画を立て、賛同、可決していただきました。

予算を五百万円としておりますが、その資金は私共、門信徒の懇志によるほかございません。どうかご賢察下さいまして、恐縮ながらご贊助をよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

合掌

平成四年十一月十五日

西宗寺門信徒会長　　野津時雄



西宗寺薬医門設計図



新 參 門

本部役員全員で旧仏門の解体作業をし、翌平成五年一月に市内の寺院の門を見学した。大工工事を上乃木の本郷勲氏、来海氏の二人に依頼する運びとなつた。四月に起工式、六月四日に上棟式を実施、六月末にはほぼ完成となつた。参門は旧位置より道路寄りに移転し、便所と平行して建てられたため、周囲の庭木を移植した結果、広々とした境内となつた。庭木は加納康雄氏が奉仕した。

平成六年二月十一日、門信徒総会と竣工式を挙行した。懇志額五、七六七、四〇〇円（一般三、〇四五、〇〇〇円、特別二、七一三、〇〇〇円）。支出は四、八三九、九七〇円、残額は九二七、四二〇円の有り難い御援助であつた。

四 駐車場

昭和五十年代になると車社会になり、駐車場が必要になつてきつた。平成四年三月、役員会の承認と寺院出資で寺の境内に隣接した住職個人名義の田畠を埋め、地目変更をして駐車場として整備することとした。富士工業(有)の施工で石垣と広々とした駐車場ができた。しかし、長年そこで御仏飯を耕作して今日があることを忘れないで欲しい。



駐車場起工式

五 永代納骨廟

社会の様相は時代と共に目まぐるしく変化し、核家族の増加や家族の勤務状況の都合で、老人世帯が故郷の田畠を守り続けなければならぬという状況が出てきた。墓は欲しいが、後々を見てくれる管理者がないという相談も増えてきた。こうした時代の要請を受けて、西宗寺が維持管理する永代納骨廟を建立することになった。幸いにして、本堂再建の折の御懇志の余剰金を充当させて頂くことを平成十四年二月の総会で承認を得て、本堂建設に尽力頂いたアクト建設株に発注し、同年五月二十五日、堂々たるもののが完成した。個人や何何家の墓ではなく、だれでも一所に集うことのできる墓所として、早速数名の遺骨が納められた。今後は人々の墓に対する考え方や、宗教的意識の変化が一層激しくなると予想されるが、永代納骨廟は時を超えて、血縁や世のしがらみを超えて、浄土真宗の御同朋御同行の眠る墓所として存続することに大きな意義がある。（資料13）

法語

仏法は、いそがしい世間の仕事をさしおいて聞かねばならぬ。それなのに、あなたは、ひまができたら聞こうと思つてはいいか。それはあさはかなことである。仏法のうえからいえば、老少不定の身であるから、明日があると思つてはならない。

（蓮如上人御一代記聞書）

俱會一處

仏説阿弥陀經の中の言葉です。淨土の仏・菩薩たちと、俱々に一つのところで、出会うことができる、私なのです。

別れがとても辛いです。

涙がとめどなく流れています。

でも信ずればいいんですね。

お淨土で必ず、かならず

会えますね。



納骨廟

西宗寺納骨廟管理使用規則

宗教法人 浄土真宗本願寺派 西 宗 寺

「宗教法人法」「墓地埋葬等に関する法律」「西宗寺寺則」等に基づき、当寺の納骨廟の管理使用規則を下記の通り定めます。納骨廟を使用される方は、これを承認し、遵守して頂きますようお願いいたします。

(名 称)

第1条 西宗寺永代納骨廟（以下「納骨廟」という。）と称する。

(管理者)

第2条 宗教法人西宗寺代表役員である住職を管理者とする。管理者は、納骨廟に関する諸事項について、門信徒会役員と協議する。

(目 的)

第3条 この納骨廟は、個人の墓所を確定しない門信徒、またはその縁の者の永続的または一時的な納骨の場として設置する。

(使用者)

第4条 この納骨廟は、西宗寺門信徒に限り使用することができる。西宗寺門信徒とは、浄土真宗の教えを通して、正しい信心の確立に努め、西宗寺の護持と興隆に協力する者で門信徒台帳に登録された者をいい、毎年門信徒会費を納入する。

(使用申込みと承諾)

第5条 この納骨廟の使用を望む者は、申込書に所定の事項を記載して管理者に申し出、寺の発行する承諾書により承諾を得、別に定める納骨懇志を納めなければならない。

(使用者の義務)

第6条 納骨に際しては、埋葬許可書を提出して管理者の承認を受けなければならない。

2 住所等を変更した場合は、速やかにその旨を管理者に通知しなければならない。

(契約の解除)

第7条 他の宗教、宗派に転じ西宗寺の門信徒でなくなったとき。

2 西宗寺の典礼、法要、儀式および慣行を無視し、また妨げたとき。

3 門信徒会費が3年以上納入されないと。

4 使用者の死亡の後3年が経過しても相続使用者が明らかでなく、年回忌法要も営まれないと。

5 契約解除の場合、懇志、門信徒会費は返還されない。

(埋葬)

第8条 原則として17回忌法要後埋葬するが、相続人が希望する場合はこの限りではない。ただし、埋葬した遺骨の法名、俗名等は後世まで記録保存する。

細則 門信徒会費1万円。（お盆までに納入）

2 納骨懇志25万円。（3回忌以上、短期納骨の場合は10万円）

附則 この規則および細則は平成14年5月25日から施行する。

念

仏

Musical score for '念佛' (Nenbutsu) in G major, 2/4 time. The lyrics are:

な も あみ だ ー ー あみ ー
ー だ な も あみ だ ー ー
あみ ー ー だ な も あみ だ ぶつ

おん どく さん
恩 德 讃

親鸞聖人和讃
清水脩作曲

Musical score for '恩徳讃' (On Doku San) in G major, 2/4 time. Dynamics: *mp*, *mf*, *p*, *f*. The lyrics are:

おだやかに $\text{♩} = 76$
によ らい だい ひーの おん どく は
みを ー こ に し て ー も ほ う づ ー べ し
し しゅー ー ち しー き の おん どく もー
ほ ー ね を く だ き て も しゃ す べ し